

# 気候変動枠組条約ドーハ会合



## COP18/CMP8

昨年(2012年)11月26日から12月8日まで、カタールのドーハにおいて、気候変動枠組条約締約国会議<COP18>、京都議定書締約国会合<CMP8>等(以下「ドーハ会合」)が開催されました。

## ドーハ会合全体の概要

### 新たな国際枠組の構築に向けて

前回のダーバン会合(COP17/CMP7:2011)では、新たな国際枠組の構築に向けて、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)」を設置し、2015年(平成27年)までに作業を終え、2020年(平成32年)から実施に移すとの道筋が合意されました。

今回のドーハ会合では、この道筋に沿った交渉の段取りが議論され、ADPの作業計画として2つの作業分野で実質的な議論を行うこと、2015年5月までの交渉テキスト(最終的な交渉の土台となる文書の作成を目指すこと等)が決定されました。

主な検討の枠組みと今後の流れは①のとおりです。

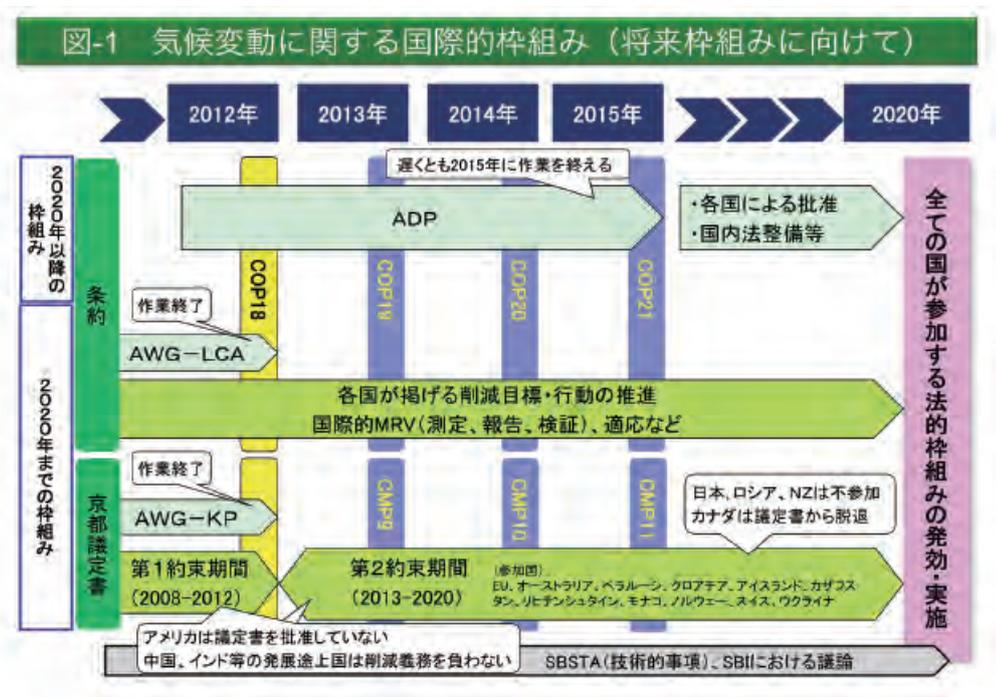
### 京都議定書の改正

第二約束期間設定のための京都議定書の改正について、各国の削減目標や約束期間の長さ(2013年から2020年までの8年間)等が決定されました。

日本は、従来から表明している立場どおり、ロシア、ニュージーランド(NZ)とともに、第二約束期間の目標は設定されない(第一約束期間に参加し

ない)こととなりました。

また、今次会合では、日本のように議定書締約国でありながら第二約束期間に参加しない国が、今後の温暖化対



策を進めるうえで、議定書の仕組みをどのように活用するか等についても議論され、京都メカニズムのうちクリーン開発メカニズム(CDM)のクレジットを原始取得することが認められました(※1)。森林等吸収源の取り扱いについては後述します。

### 2つの特別作業部会の終了

京都議定書の改正に係る一連の決定をもって、「京都議定書の下での附属国1国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)」が終了するとともに、「条約の下での長期協力行動のための特別作業部会(AWG-LCA)」についても、補助機関等の一部議題の技術的な検討・作業を継続することとして、多くの成果を上げたことが確認され、終了しました。

※1 CDMプロジェクトに参加してクレジット(CER, Certified Emission Reduction)を自国に転送すること。共同実施や国際排出量取引に参加してクレジットの国際的な獲得・移転を行うことは、第二約束期間に参加する国のみに認められることとなった。

# 森林関係の主な議論の経緯と結果

## 先進国の森林等吸収源

前回ダーバン会合では、京都議定書第二約束期間の先進国の森林等吸収源の取り扱いルールについて、日本に

とって望ましい決定がなされました。一方で、日本は議定書第二約束期間には参加せず、2013年以降は条約の下で自主目標を掲げ、その進捗状況を報告することとなつており、ドーハ会合前の段階では、日本が行おうとしている議定書の吸収源ルールの適用や吸収量報告の根拠が明確に定まっていなかった。

京都議定書の枠組み		一先進国のみ削減義務		条約の枠組み		一各国が自主目標達成の努力	
第一約束期間(2008~2012)		第二約束期間(2013~2020)		2013年~			
計上ルール	算定方式	1990年以降に特定の活動(新規植林・再植林・森林減少・森林経営)が行われた森林の約束期間中の吸収量を計上(グロスネット方式)	参照レベル方式を導入 ※日本の参照レベルはゼロとなり、実質グロスネット方式と同様	任意(計上方法に関する情報を提出) 日本は京都議定書ルールを適用			
	活動	「森林経営」による吸収量は国別上限値を設定 3条3項(新規植林・再植林・森林減少)は義務計上 3条4項(森林経営、植生回復、農地管理、牧草地管理)は選択計上	「森林経営」による吸収量は基準年総排出量の3.5%(各国一律)が上限 (継続) 「森林経営」が義務計上化 「湿地の排水・再灌水」を追加				
	その他	伐採、搬出された木材に含まれる炭素はその時点で排出として計上 自然擾乱による排出は通常の排出として計上	HWP(伐採木材製品)プールを追加 大規模な自然擾乱による排出は免除付きで除外可				
報告	条約に基づく年次インベントリ報告の補足情報として算定値を報告	第二約束期間に参加しない国も報告義務 ※第一約束期間と同様に補足情報として報告	隔年報告書を提出※ 日本は議定書報告(補足情報)の算定値等を巻添・報告				
審査	専門家による審査	専門家による審査 (ガイダンス改訂に関する議論を継続)	国際的評価及び審査 (ガイダンス改訂に関する議論を継続)				

※ 初回報告は2014年

このため、第一約束期間と同様に2013年以降も議定書ルールで吸収量を算定・報告することが認められるよう「科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合(SBSTA)」での議論に臨みまし

た。この結果、京都議定書の運用細則を定めた改訂文書を定めた改訂文書

また、条約の下で行う先進国の隔年報告についても、京都議定書ルールに基づく吸収量報告が可能となる様式が決定されました。

これらの決定により、森林経営参照レベルによる算定方式、伐採木材製品(HWP)の取り扱いなど昨年のダーバン会合で合意された吸収源のルールに則して、日本が2013年以降の吸収量を報告することが公式に文書で規定されることになりました(図1-2)。

## 途上国の森林減少・劣化対策

REDD+(途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等)関連では、①SBSTAにおいて国家森林モニタリングシステム及びMRV(※2)の技術指針について、②AWG-LCAにおいて資金のあり方等について、連日深夜に至るまで多くの時間が割かれて議論が行われました。

最終的には、①については、今回実質的な議論に至らなかった生物多様性等のセーフガードに関する情報提供の指針等とともにSBSTAで継続検討されることとなり、②については、SBSTAとSSB(※3)合同でREDD+の活動実施に関する支援や

組織的枠組みに関する検討を行うこととなりました。

前述のとおり、今次会合では2つの作業部会が終了しました。これにより、2013年からは、将来枠組みの全体像について本格的な議論が開始されるとともに、森林等吸収源を含めた各セクターの議論が進められることとなります。

なお、COP19/CMP9は、本年11月にポーランド・ワルシャワで開催されます。

「気候変動枠組条約 第18回 締約国会議(COP18)」、「京都議定書 第8回 締約国会合(CMP8)」等の結果については、次のHPでご覧いただけます。

○農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/121210.html>

○外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop18/index.html>

※2 排出・吸収量等を「測定、報告、検証」する仕組み。  
※3 実施に関する補助機関会合。